

分別収集計画について

1. 目的

容器包装リサイクル法（正式名：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律）に基づき、市町村に容器包装廃棄物の分別収集に関する計画の策定を定めている。

清掃事業の移管に伴い、各区が計画を策定することとなっている。

（計画は5年計画で、3年ローリング）

2. 容器包装リサイクル法の概要

- ・ 目的 容積で6割を占めている容器包装廃棄物のリサイクルの推進

平成7年6月公布

平成9年4月施行

- ・ 役割
 - 消費者 分別排出
 - 市町村 分別収集
 - 事業者 再商品化（リサイクル）※有価物等は対象外（缶・紙パック・段ボール）
- ・ 分別収集対象物
 - 平成9年度 びん・缶・ペットボトル・紙パック
 - 平成12年度 上記に加え、トレイ等その他のプラスチック、段ボール
- ・ 期間
 - 平成9年度～平成13年度 東京都
 - 平成12年度～平成16年度 豊島区（平成14年度に改定）
- ・ 記載内容
 - 意義
 - 計画期間
 - 対象品目等

3. 提出日等

平成11年6月30日（水）東京都に提出

東京都は「分別収集促進計画」にまとめ、7月下旬に国へ提出。

4. 分別収集計画

別 添

豊島区分別収集計画

平成 1 1 年 6 月

豊島区リサイクル・清掃対策室

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	7

- 9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号） 8
- 10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） 9
- 11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号） 9

豊島区分別収集計画

平成 1 1 年 月 日

1 計画策定の意義

本区は、池袋副都心として商業・業務機能が集積する商業地と住宅地の二面性を有する、高密度で複合的な性格を持つ都市である。

21世紀における都市像として、ゆとりと安心に支えられ、環境と共生する豊かな暮らしのなかで、世代や地域をこえた心のふれあいをとおして、だれもがいきいきと輝く、創意と活力にみちた都市づくりを掲げ、資源・環境面においては、「美しい環境と共生する」を地域社会づくりの一つの方向と定め、資源循環型社会を目指している。平成12年（西暦2000年）には、都区制度改革により、東京都から特別区へ清掃事業が移管され、清掃事業の主体として責任を果たし、資源循環型社会づくりを更に進めていくことが必要である。

特別区のごみ量は、減少傾向にあるものの、地球的規模での資源・環境問題等からごみの減量・リサイクルの推進の取り組みが強く求められている。

本区においては、これまで「豊島方式」と呼ばれる集団回収を始めとする、さまざまな資源回収への取り組み、平成7年度からは7品目9分別の資源分別回収パイロットプランをスタートさせ、また、学校給食等からの生ごみリサイクル、更に回収した資源から出来たリサイクル製品の開発など、リサイクルへの積極的な事業展開を進めているが、清掃事業の移管を契機に一層のレベルアップを図っていくことが必要である。

そのためには、リサイクルと清掃事業を一体とし、区民・事業者・行政の責任と役割に基づき、ごみの発生抑制を基本にし、不用になったものも再使用・再利用することにより、繰り返し活用されるリサイクルの環が完結した資源循環型社会づくりを目指していく。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、

資源有効利用、ごみ焼却量の減少、最終処分場の延命を図る目的に本区で住まい、働き、暮らすすべての主体が協力し、資源循環型社会づくりへの推進方針を示したものである。

2 基本的方向

- (1) 区民・事業者・行政が主体的に役割と責任を果たし、リサイクルが一般的、普遍的に行われる資源循環型社会の実現を目指す。
- (2) 大量生産、大量消費、大量廃棄の社会を、ごみの発生抑制・排出抑制を基本に、不用になったものの再利用・再使用を図り、資源循環の環の完結を目指す。
- (3) 区民・事業者にとってわかりやすく、参画しやすい資源回収（資源分別回収パイロットプラン等）を促進するとともに、質・量の充実を目指す。

3 計画期間

本計画の期間は、平成12年4月を始期とする5か年（平成12年度～平成16年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、紙パック、段ボール、その他紙製包装容器、ペットボトル、白色の発泡スチロール製品の食品トレイ（以下トレイと表記）、その他のプラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
容器包装廃棄物	21,679	21,420	21,154	20,882	20,608

内 訳

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
スチール缶	1,657	1,639	1,621	1,603	1,587
アルミ缶	682	673	664	654	644
無色びん	2,892	2,860	2,828	2,796	2,766
茶色びん	1,160	1,147	1,134	1,121	1,108
その他びん	952	941	930	919	909
紙パック	803	792	780	767	753
段ボール	4,250	4,218	4,189	4,164	4,141
その他紙製容器包装	2,810	2,768	2,724	2,677	2,627
ペットボトル	782	774	766	758	751
その他プラスチック製容器包装	5,691	5,608	5,518	5,423	5,322
うちトレイ	838	827	815	803	791

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、区民・事業者・行政・リサイクル事業者との連携・協力を図る。そのために、区民・事業者やリサイクル業者の意識や認識に努め、地域リサイクル推進員等、各界・各層への活動への働きを進める等、以下の方策を実施する。

(1) 排出抑制の推進

- ・ 区民に対して地域リサイクル推進員を通しての働きかけ
（地域別懇談会、一声運動、チラシの配付、感謝状贈呈等）
- ・ 事業者への排出抑制の推進
（業種別懇談会、過剰包装等への抑制要請、排出抑制指導、リサイクル推進事業者認定制度等）
- ・ 再使用への参加
（実践教室、大型品リサイクルひろば、リサイクルルーム、フリーマーケット等）
- ・ 排出抑制状況の把握
（大規模事業所等ごみ処理・リサイクル状況の立入り等）

(2) 普及啓発の促進

- ・ 区民・事業者に対する廃棄物の現状等についての講習会、勉強会の実施、清掃・リサイクル施設の見学会等の実施
- ・ 事業者に対しては、業種別の講習
- ・ 子供の頃からの環境教育の推進
- ・ リサイクルフェアなどの推進
- ・ 広報紙、地域リサイクルニュースの発行充実
- ・ C A T V の活用

(3) 再生品の販売利用の強化

- ・ 「再生品利用ガイドブック」の充実と普及
- ・ 地域における再生品の利用促進運動と販売
- ・ 再生品利用キャンペーンの充実
- ・ 学校教育等での再生品についての啓発
- ・ 再生品取扱い店調査・P R

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画において、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下記のとおり定める。

特に、区民にわかりやすく参加しやすいことや効率性等も勘案し、缶、びん、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装については一括収集。紙パック、段ボール、その他紙製容器包装は一括収集で行う。なお、ペットボトルについては、都事業の継承により、当面、一部店頭回収を行う。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装		缶
主としてアルミニウム製の容器包装		
主として ガラス製 の容器	無色ガラス製容器	びん
	茶色ガラス製容器	
	その他ガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの（菓子箱・包装紙等）		紙パック、段ボール以外の紙製容器包装

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製容器であってペットボトル以外のもの	トレイ
	ペットボトル、トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物
 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の
 見込み（法第8条第2項第4号）（単位：t）

分別収集する容器包装の種類	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
主として銅製の容器包装	483	555	630	758	892
主としてアルミニウム製の容器包装	97	108	122	144	168
無色のガラス製容器	799	907	1,024	1,237	1,461
茶色のガラス製容器	299	340	383	463	547
その他のガラス製容器	249	283	320	386	456
主として紙製の容器包装であって飲料 を充てんするためのもの（原材料とし てアルミニウムが利用されているもの を除く）	46	50	57	58	59
主として段ボール製の容器包装	2,163	2,481	2,806	3,021	3,236
主として紙製の容器包装であって紙パ ック・段ボール以外のもの	60	73	88	90	92
主としてポリエチレンテレフタレート （PET）製の容器であって飲料又は しょうゆを充てんするためのもの	263	289	316	376	438
主としてプラスチック製の容器包装で あってペットボトル以外のもの	107	131	154	190	228
うちトレイ	100	118	135	165	197
10品目計	4,566	5,217	5,900	6,723	7,577

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本区においては、平成9年度から施行された容器包装リサイクル法に関連する7品目、更に12年度に加わる3品目の回収システムを確立しており、今後その質を更に充実する。

また、町会や各団体が取り組んでいる段ボール・牛乳パック回収等については、引き続き団体が分別回収する。

		収集区分	回収運搬	選別保管	備考
缶	スチール	缶、びん プラスチック 一括 回収	委託業者 による指 定日回収	委託業者 の施設に おいて選 別加工	集団回収・ 事業者回 収も実施
	アルミ				
びん	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
プラスチック	ペットボトル				
	トレイ				
	その他プラスチック				
紙	紙パック	紙パック 段ボール その他紙 類一括回 収	委託業者 による指 定日回収	委託業者 の施設に おいて選 別加工	集団回収・ 事業者回 収も実施
	段ボール				
	その他紙類				

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本区は、施設設置が困難な点や、民間施設の活用を積極的に進めてきたことから、基本的に民間施設での選別、圧縮、保管を行うとともに、ケースに応じて民間再商品化ルートの活用を図る。

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

資源循環型社会づくりを目指し、計画・普及啓発・団体育成支援・実践活動の取り組み強化・事業者との連携・再製品の利用拡大の6つの柱立てを行い、施策を展開する。

施策の展開については、区民・事業者・行政・リサイクル業者から構成するリサイクル・清掃審議会（仮称）を設置する。また、地域でのリサイクル活動を進めるため、各町内から選出されたりリサイクル推進員制度の充実を図る。

また、庁内的な体制としてリサイクル推進会議の促進や地域団体等への奨励金など支援を行う。

(1) ごみ減量・リサイクル計画

ごみ減量や清掃事業の実施のための計画を策定し、事業を進める。

(2) ごみ減量・リサイクル意識の普及啓発

広く民間、事業者への広報、CATVによる啓発活動を行うとともに、学校、地域、事業者等個別啓発の促進を図る。

排出抑制の徹底。

地域リサイクル推進員制度の拡充・強化。

(3) 団体育成支援

区民による集団回収に対しての資源倉庫等の貸出しや報奨費の支給等、区民の資源回収への支援・育成を行う。

(4) 実践活動の取り組み強化

資源回収

- ・ 区民による地域での集団回収を促進する
- ・ 行政回収の促進・充実を図る

7 品目 1 1 分別の促進強化
生ごみリサイクルへの取り組み
乾電池回収等拠点回収の促進

再利用

- ・フリーマーケット等の促進
- ・家具、衣類等の有効活用を図るため、区事業の充実

(5) 事業者との連携

商店街、オフィスリサイクルの拡大・促進を図る。
庁内リサイクルの徹底。

(6) 再生品の利用拡大

再生品利用キャンペーンの推進。
再生品ガイドライン・ガイドブックの普及。
資源回収したものから商品化されたものの利用拡大（防災用毛布
・肥料・軍手・ティッシュペーパー等）。
再生品展示会の拡充。
地域での再生品の普及・販売。